富山の風景

栂野彦八顕彰碑（富山市）

魚の行商禁止に死をもって抗議

富山藩領四浦（西岩瀬・四方・打出・練合）の一つ四方港は、寛文12年（一六七二）、富山藩大坂廻米の積出港となったことから始まったが、後には漁港として繁栄していった。四浦からの諸々の魚、四十物（鮮魚と塩漬け加工品の間にある魚）のことごとくが、100文に付き5文の口銭（手数料）で四方浦で売買された。

さて、富山藩では、従来、雑魚の類は、城下で自由に振り売り※することを許されていた。ところが、寛政2（1790）年、富山藩が財政危機となり、再建策の一つとして、浜揚げされた魚の一切を藩で管理しようとし、洩れ魚監視のため、四方街道に百塚番所を設け、振り売りを禁止しようとした。この時は、一応さたやみとなったが、寛政10年になって、「浜通りの者の内、外道を通って役洩れの魚を扱ったり、小商人が浜人より直に買い受けて町売りをしている。問屋へ登録した者のほか、浜辺へ行ってはならぬ」と、勘定所から申し渡された。四方浦の零細漁民にとって、これは大きな痛手であった。町民の尊敬を集めていた町年寄の栂野彦八は、漁民の苦しみを黙視するのにしのびず、郡奉行・湯原宗兵衛に雑魚振り売りの黙認を嘆願し、ようやく聞き届けられた。

ところが、文化3（1806）年に至り、郡奉行所は、振り売り禁止の実施に踏み切った。そして、洩れ売りの者を捕えて、愛宕牢に入れたため、四方町民は立ち上がった。町年寄の栂野彦八はこれをおさえて、同年12月19日、郡奉行所に参上し、書状を呈してその場で腹を切った。45歳であった。藩庁は、その義侠に感じて、奉行を交替し、従来どおり振り売りを黙認することになったという。

町民は、彦八を神として祀り、都賀比古神社を建てた。今は四方神社に合祀されている。四方神社の右奥には、顕彰碑があるので、機会があれば訪れてみてはいかがだろうか。GL

参考文献／富山市史 通史〈上〉、栂野彦八顕彰碑の看板、富山県史 通史編Ⅲ

※振り売り…持ち歩いている商品の名を大声で呼びながら売り歩くこと。

①四方神社内にある栂野彦八顕彰碑。②四方神社。③顕彰碑の上にはまるい石が置かれている。④顕彰碑の左隣には、解説板もある。⑤四方漁港。たくさんの漁船がつながれている。